

広島県告示第五百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成二十五年六月二十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年六月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

高光総領線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	新	旧			
庄原市総領町中領家字明現五七八番一地先から 庄原市総領町中領家字明現五六五番一地先まで			一〇・〇〇 一〇・〇〇 一〇・〇〇	一三八・〇〇	拡幅
			三〇・〇〇 二〇・〇〇	一三八・〇〇	